

奈良県麻薬中毒審査会委員定数規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県麻薬中毒審査会委員定数規則

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十三第三項の規定による奈良県麻薬中毒審査会の委員の定数は、五人とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。